

入札説明書

この入札説明書は、令和4年3月10日に、社会福祉法人 後志報恩会が公告した、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1. 工事発注者

社会福祉法人 後志報恩会 理事長 阪 口 光 男

2. 入札に付する事項

- (1) 工事名称 和光学園非常用自家発電設備整備工事
- (2) 工事場所 小樽市桜4丁目3番1号
- (3) 工事期間 着手の日から令和4年8月31日
- (4) 工事概要 「工事概要書」及び別途閲覧に供する仕様書、図面による。

3. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加希望者は単体企業であって、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道に、あらかじめ令和3・4年度競争入札参加資格申請書を提出し受理され、電気工事の入札参加有資格者名簿にA等級で格付けされていること。
- (3) 入札執行の日までの間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (5) 後志又は石狩（札幌市を含む）管内に営業所（本店・支店及びこれに準ずる事務所）を有すること。
- (6) 本工事に配置できる施工管理技士又は監理技術者がいること。

配置する監理技術者は、入札参加資格申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

なお、(7)における資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）による改正前の商法（明治32年法律第48号。以下「旧商法」という。）第211条の2第1項及び第3項の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

a 親会社（旧商法第211条の2第1項及び第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更正会社等である場合を除く。

a 一方の会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び委員会設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第12号に規定する委員会設置会社をいう。）の取締役を除

く。)及び委員会設置会社における執行役又は代表執行役(以下「取締役」という。)が、他方の会社の取締役を兼ねている場合

b 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 入札の参加資格審査申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、3に掲げる資格を有するか審査を受けるため、次の申請書及び添付書類を提出し、当法人による入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請書等

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1号)

イ 令和3・4年度北海道競争入札参加資格決定通知書(写し)

ウ 配置予定技術者調書(様式2号)

カ ウの資格を確認できる書類

キ 会社概要、経歴書(パンフレット等)

(2) 提出期間

公告の日から令和4年3月17日(木)(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)毎日午前10時から午後4時まで。

(3) 提出場所

小樽市桜4丁目3番1号

社会福祉法人 後志報恩会 和光学園 電話 0134-54-7606

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5. 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が、3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和4年3月18日(金)16時までにメールにより通知する。

6. 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、審査結果通知日から3日以内に書面(メール可)により説明を求められることができる。

社会福祉法人 後志報恩会 和光学園 担当 白屋 アドレス wakou@srbshouon.jp

(2) 理由の説明は、説明を求められることができる請求日の翌日から起算して2日以内にメールにより回答する。

7. 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
小樽市桜4丁目3番1号 社会福祉法人 後志報恩会 和光学園 体育館
- (2) 入札日時
令和4年3月28日(月) 午前11時00分

8. 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

9. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
免除する。

10. 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11. 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

12. 図面、仕様書等（以下、「設計図書等」という。）の閲覧、配布等及び現場確認

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等の閲覧及び現場確認をすることができる。
 - ア 閲覧及び現場確認の期間
令和4年3月10日(木)から令和4年3月23日(水)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
毎日午前10時から午後4時まで
 - イ 閲覧及び現場確認の場所
小樽市桜4丁目3番1号 社会福祉法人 後志報恩会 和光学園
- (2) 入札参加資格を認められた者には希望により設計図書等を配布する。
- (3) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、ワード又はエクセルデータでメールにより提出すること。
 - ア 受付期間
令和4年3月10日(木)から令和4年3月21日(月)まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
 - イ 受付先
社会福祉法人 後志報恩会 和光学園 担当 白屋 アドレス wakou@srbshouon.jp
- (4) 質問に対する回答は、書面によるものとする。又、回答事項については仕様書の追記として取扱います。
 - ア 回答期間
令和4年3月23日(水) 全入札参加有資格者へ、メールにて送信する。

1 3. 支払条件

- (1) 前金払 なし
- (2) 部分払 なし
- (3) 完成払い 工事完了後 ただし、当業務は国庫補助事業のため、補助金入金後の支払いとなる。

1 4. 契約書作成の要否

必要とする。

1 5. 予定価格等

- (1) 予定価格 事後公表とする。
- (2) 最低制限価格 設定している。
- (3) 入札の執行回数は2回までとする。ただし、落札しなかった場合は、最低金額入札者と協議する。
- (4) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。
- (5) 落札者となるべき価格での入札者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

1 6. その他

- (1) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、北海道財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札に参加する者は、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合、北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 談合情報があった場合は、事情聴取、誓約書及び積算内訳書等の徴取並びに公正取引委員会に通報することがある。
- (5) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期又は中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合又は入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。
なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書等の複写費用は入札参加資格者の負担とする。
- (6) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）が、工事完成検査合格後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、契約者が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を社会福祉法人後志報恩会に提出し、社会福祉法人後志報恩会が適当と認めるときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、社会福祉法人後志報恩会が指定する様式により依頼すること。
- (9) その他不明な点は、社会福祉法人後志報恩会 和光学園（TEL0134-54-7606）に照会すること。